

外務大臣 岸田文雄 殿

“平和への権利”国連宣言に関する要請書

2008年以来国連の場で審議されていた“平和への権利”国連宣言案は、本年7月1日に人権理事会で、前文および4箇条から成る宣言案が賛成多数で採択され、次いで去る11月18日に国連総会の第3委員会でも賛成多数で採択されました。本年12月には国連総会で採択される見込みとなっています。宣言案は、すべての人が「平和を享受する権利」を有することを確認し、国家や国連機関が宣言を実施しなければならない義務をうたっている点で評価すべきものであり、総会で採択されれば、今後この宣言を実効あるものとしてどう具体化し発展させるかが重要な課題となってきます。

ところが日本政府は、今回の国連総会第3委員会で反対票を投じたことが報道されています。しかし日本は、唯一の戦争被爆国であり、また先の戦争でアジア太平洋諸国の多数の国民に戦争の惨禍をもたらしたことへの反省の上において、非武装平和主義を規定し（日本国憲法9条）、かつ自国民に限らず全世界の国民の平和的生存権を掲げる（同前文）憲法を保有する国です。この憲法の平和条項は全世界に向けた約束であり、メッセージであると受け止めるべきです。このことをふまえるならば、日本は“平和への権利”国連宣言に賛成し、むしろ積極的にその実施・発展に寄与しなければならない立場にあります。また人権理事会および国連総会第3委員会のいずれにおいても圧倒的多数で決議案が採択されており、本宣言案については国際的コンセンサスが得られているとみるべきであって、これに反対するのは少数派です。ところが日本政府がこうしたわが国の立場を顧慮することなく、また国際的コンセンサスにも反して、逆に反対票を投じたことは誠に遺憾であり、強く抗議せざるを得ません。

日本政府として、このような平和憲法を持つ自国の立場と国際世論の状況をふまえ、これまでの意見を改めて“平和への権利”宣言に賛成する立場に転ずるよう、再考すべきです。そして来たる12月の国連総会では、是非賛成票を投ずるよう要請するものです。

2016年12月1日

平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会
事務局長 弁護士 笹本 潤
日本国際法律家協会
会 長 弁護士 大熊 政 一